

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
オリエンタル白石株式会社(東京都江東区豊洲5-6-52)[7000000441]
2. 資格登録停止措置の期間
令和元年10月3日 ~ 令和元年10月16日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「東海北陸自動車道 上原橋(上・下部工)工事」(金沢支社発注)において、25tクレーンでケーシングの荷卸し中、荷台上の別のケーシングが動き荷台上にいた作業員の足がケーシングとあおりに挟まれ負傷する事故を発生させた。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、工事の施工に当たり、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)